

参照条文

鉱山保安法（昭和二十四年五月十六日法律第七十号） 抄

（作業監督者）

第二十六条 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。

2 （略）

鉱山保安法施行規則（平成十六年九月二十七日経済産業省令第九十六号） 抄

（作業監督者）

第四十三条 法律第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。

作業の区分	作業監督者の資格
一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業	一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
二（七）（略） 八 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	（略） 一 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル以上のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条

<p>九 (略)</p>	<p>第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p> <p>二 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状若しくはは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p> <p>三 パイプライン（天然ガスのみを流送するものを除く。）及びその附属設備に係る作業については、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二第一項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第一の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者</p>
<p>十 坑廃水処理施設及び水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設（以下「坑廃水処理施設等」</p>	<p>(略)</p> <p>一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であつて、排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量）をいう。以下同じ。）が一立方メートル以上のものに係る</p>

という。() の鉱害防止に関する作業

作業については、公害防止組織法施行令別表第二の五の項の下欄に掲げる者

二 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であつて、排出水量が一立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の六の項の下欄に掲げる者

三 水質汚濁防止法施行令別表第一一号に掲げる施設又は坑廃水処理施設であつて、排出水量が一立方メートル以上のもので係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の七の項の下欄に掲げる者

四 水質汚濁防止法施行令別表第一一号に掲げる施設又は坑廃水処理施設であつて、排出水量が千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の八の項の下欄に掲げる者

十一～十三 (略)

(略)

十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業

公害防止組織法施行令別表第二の十一の項の下欄に掲げる者

十五～十七 (略)

(略)

2 鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上と認められた者から選任することができる。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者であつて、当該

作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの

二 学校教育法による高等学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者であつて、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの

三 前各号に掲げる者のほか、当該作業に関する実務に通算して五年以上従事したもの

3 鉱業権者は、第一項の表の第十号の項の上欄に定める作業をする作業監督者を選任するときは、第一項の規定によるほか、同表の第十号の項の上欄に定める作業に関し同項の下欄に掲げる資格を有する者と同等以上と産業保安監督部長が認められた者から選任することができる。

4 (略)